

政令第三百十五号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十三条第一項及び第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ハの表三の項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「第九条第一項」を削り、同表四の項中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第二条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表百一の項を次のように改める。

百一 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第四条及び第七条第一項の規定に基づく警備業の認定に関する事務	1 警備業法第四条の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査	二万三千元
	2 警備業法第七条第一項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	二万三千元

本則の表百六の項を次のように改める。

<p>百六 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定に関する事務</p>	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査</p>	<p>一万二千元</p>
--	--	--------------

本則の表百九の項を削る。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の項及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に付する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第五条の基準に係る点数については、なお従前の例による。

理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、自動車運転代行業に係る営業の停止の基準に関する規定を改める等自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令その他の警察庁関係政令等の規定の整備を行う必要があるからである。